

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■保険証（被保険者証）および減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）等が新しくなります

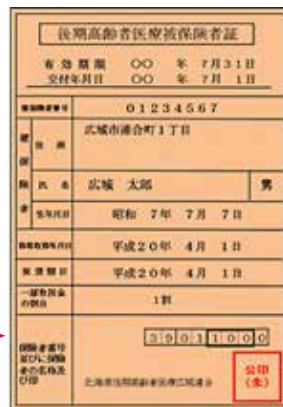
7月中旬から、役場住民生活課 税務保険グループおよび問寒別出張所で、新しい保険証の更新手続きを行います。併せて、引き続き減額認定証等の交付対象に該当する方の申請手続きも行います。

現在ご使用の保険証および減額認定証等の有効期限は、令和元年7月31日までです。8月1日以降は新しい保険証および減額認定証等をご使用ください。

新たに減額認定証等の交付対象で下記の交付要件に該当される方は、役場住民生活課 税務保険グループよりお知らせします。

更新手続きには、印鑑と現在お持ちの保険証、減額認定証等が必要です。

新しい保険証は橙色です



【限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象】

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方

【限度額適用認定証の交付対象】

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当せず、住民税課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



新しい減額認定証等は黄緑色です

■医療費通知を全受診者へ送付しています

北海道後期高齢者医療広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は、9月下旬（1月～6月受診分）と3月上旬（7月～12月受診分）の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成31年1月	〇〇病院	整形外科	1	18,000	1,800	0	0	0
平成31年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
平成31年3月	△△病院	内科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。

医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階） 電話：011-290-5601
 役場住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812